

京都市告示第6 1 5号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和6年12月27日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
公益財団法人福田美術振興財団に対する寄附金	京都市右京区西院東貝川町31番地	当該法人の主たる目的である業務	令和6年10月1日以後

(行財政局税務部税制課)